

八代市議会 9 月定例会議案

（令和 6 年 9 月 1 2 日招集）

目 次

- 議案第 9 0 号 令和 5 年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 1 号 令和 5 年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9 2 号 令和 5 年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 9 3 号 令和 6 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 9 4 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 9 5 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 9 6 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 9 7 号 財産の処分について
- 議案第 9 8 号 訴えの提起について
- 議案第 9 9 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 0 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 1 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 2 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 3 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 4 号 契約の締結について
- 議案第 1 0 5 号 公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることに
ついて
- 議案第 1 0 6 号 公有水面埋立免許に対する意見を述べることに
ついて
- 議案第 1 0 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 議案第 1 0 8 号 八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の
一部改正について
- 議案第 1 0 9 号 八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部改正について
- 議案第 1 1 0 号 八代市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部改正について
- 議案第 1 1 1 号 八代市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 1 1 2 号 八代市再建住宅条例の一部改正について
- 議案第 1 1 3 号 八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例
の廃止について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 9 日
八代市長 中村 博生

記

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 5 号)

専決第 1 1 号

令和 6 年度 八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）

令和 6 年度八代市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 , 2 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0 , 6 1 9 , 2 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 7 月 9 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		16,398,101	6,480	16,404,581
	1 地方交付税	16,398,101	6,480	16,404,581
16 県支出金		6,817,030	21,120	6,838,150
	2 県補助金	3,134,084	21,120	3,155,204
22 市債		6,708,200	52,600	6,760,800
	1 市債	6,708,200	52,600	6,760,800
補正されなかった款に係る額		40,615,669	0	40,615,669
歳 入	合 計	70,539,000	80,200	70,619,200

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 農林水産業費		3,938,131	21,120	3,959,251
	1 農業費	3,405,562	21,120	3,426,682
10 災害復旧費		780,498	59,080	839,578
	1 農林水産業施設災害復旧費	561,178	26,000	587,178
	2 公共土木施設災害復旧費	219,320	33,080	252,400
補正されなかった款に係る額		65,820,371	0	65,820,371
歳 出	合 計	70,539,000	80,200	70,619,200

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	千円 810,900	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものに よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。	千円 863,500	補 正 前 に 同 じ		

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,657,159	0	15,657,159
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	16,398,101	6,480	16,404,581
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	12,417,068	0	12,417,068
16 県支出金	6,817,030	21,120	6,838,150
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	2,232,775	0	2,232,775
19 繰入金	1,580,300	0	1,580,300
20 繰越金	1,140,000	0	1,140,000
21 諸収入	1,479,293	0	1,479,293
22 市債	6,708,200	52,600	6,760,800
歳入合計	70,539,000	80,200	70,619,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	367,855	0	367,855	0	0	0	0
2 総務費	8,002,632	0	8,002,632	0	0	0	0
3 民生費	26,691,968	0	26,691,968	0	0	0	0
4 衛生費	5,272,761	0	5,272,761	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,938,131	21,120	3,959,251	21,120	0	0	0
6 商工費	2,279,101	0	2,279,101	0	0	0	0
7 土木費	5,902,860	0	5,902,860	0	0	0	0
8 消防費	3,023,314	0	3,023,314	0	0	0	0
9 教育費	5,961,345	0	5,961,345	0	0	0	0
10 災害復旧費	780,498	59,080	839,578	0	52,600	0	6,480
11 公債費	7,246,738	0	7,246,738	0	0	0	0
12 諸支出金	1,051,797	0	1,051,797	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	70,539,000	80,200	70,619,200	21,120	52,600	0	6,480

２．歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	16,398,101	6,480	16,404,581	1 地方交付税	6,480	
計	16,398,101	6,480	16,404,581			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	1,649,002	21,120	1,670,122	1 農業費補助金	21,120	新規就農者育成総合対策事業補助金(10/10)
計	3,134,084	21,120	3,155,204			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 災害復旧債	715,500	52,600	768,100	1 農林水産業施設災害復旧債	19,600	林道施設災害復旧事業 9,900 農業施設災害復旧事業 9,700
				2 公共土木施設災害復旧債	33,000	道路橋梁施設災害復旧事業 21,800 河川施設災害復旧事業 11,200
計	6,708,200	52,600	6,760,800			

3. 歳出

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,361,211	21,120	1,382,331	21,120	0	0	0	18 負担金補助 及び交付金	21,120	新規就農者育成総合対策事業
計	3,405,562	21,120	3,426,682	21,120	0	0	0			

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林道施設災害 復旧費	561,178	11,000	572,178	0	9,900	0	1,100	12 委託料	11,000	林道施設災害復旧事業
2 農業施設災害 復旧費	0	15,000	15,000	0	9,700	0	5,300	10 需用費	15,000	農業施設災害復旧事業
計	561,178	26,000	587,178	0	19,600	0	6,400			

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁施設 災害復旧費	219,320	21,880	241,200	0	21,800	0	80	10 需用費	17,500	道路橋梁施設災害復旧事業
								12 委託料	4,380	

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 河川施設災害 復旧費	0	11,200	11,200	0	11,200	0	0	10 需用費	11,200	河川施設災害復旧事業
計	219,320	33,080	252,400	0	33,000	0	80			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	16,232,948	16,359,641	985,000	889,284	16,455,357
(1) 単 独	15,302,118	15,254,015	722,900	856,280	15,120,635
(2) 補 助	930,830	1,105,626	262,100	33,004	1,334,722
補正されなかった 区分にかかると額	67,732,873	65,681,793	6,596,000	6,037,040	66,240,753
合 計	83,965,821	82,041,434	7,581,000	6,926,324	82,696,110

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 9 日
八代市長 中村 博生

記

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例（令和 6 年
八代市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 6 年 1 0 月 2 8 日」を「令和 7 年 9 月 2 9 日」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 2 日
八代市長 中村 博生

記

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 6 号)

専決第 13 号

令和 6 年度八代市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度八代市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,000 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,719,200 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,417,068	100,000	12,517,068
	2 国庫補助金	3,321,258	100,000	3,421,258
補正されなかった款に係る額		58,202,132	0	58,202,132
歳 入 合 計		70,619,200	100,000	70,719,200

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		26,691,968	100,000	26,791,968
	1 社会福祉費	13,394,866	100,000	13,494,866
補正されなかった款に係る額		43,927,232	0	43,927,232
歳 出 合 計		70,619,200	100,000	70,719,200

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,657,159	0	15,657,159
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	16,404,581	0	16,404,581
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	12,417,068	100,000	12,517,068
16 県支出金	6,838,150	0	6,838,150
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	2,232,775	0	2,232,775
19 繰入金	1,580,300	0	1,580,300
20 繰越金	1,140,000	0	1,140,000
21 諸収入	1,479,293	0	1,479,293
22 市債	6,760,800	0	6,760,800
歳入合計	70,619,200	100,000	70,719,200

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	367,855	0	367,855	0	0	0	0
2 総務費	8,002,632	0	8,002,632	0	0	0	0
3 民生費	26,691,968	100,000	26,791,968	100,000	0	0	0
4 衛生費	5,272,761	0	5,272,761	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,959,251	0	3,959,251	0	0	0	0
6 商工費	2,279,101	0	2,279,101	0	0	0	0
7 土木費	5,902,860	0	5,902,860	0	0	0	0
8 消防費	3,023,314	0	3,023,314	0	0	0	0
9 教育費	5,961,345	0	5,961,345	0	0	0	0
10 災害復旧費	839,578	0	839,578	0	0	0	0
11 公債費	7,246,738	0	7,246,738	0	0	0	0
12 諸支出金	1,051,797	0	1,051,797	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	70,619,200	100,000	70,719,200	100,000	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1, 529, 643	100, 000	1, 629, 643	1 総務管理費補 助金	100, 000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	3, 321, 258	100, 000	3, 421, 258			

3. 歳出

(款) 3 民生費				(項) 1 社会福祉費			(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	1,307,511	100,000	1,407,511	100,000	0	0	0	18 負担金補助及び交付金	100,000	物価高騰重点支援給付金給付事業 (新たな非課税世帯・均等割世帯)
計	13,394,866	100,000	13,494,866	100,000	0	0	0			

財産の処分について

本市は、下記のとおり財産を処分するものとする。

記

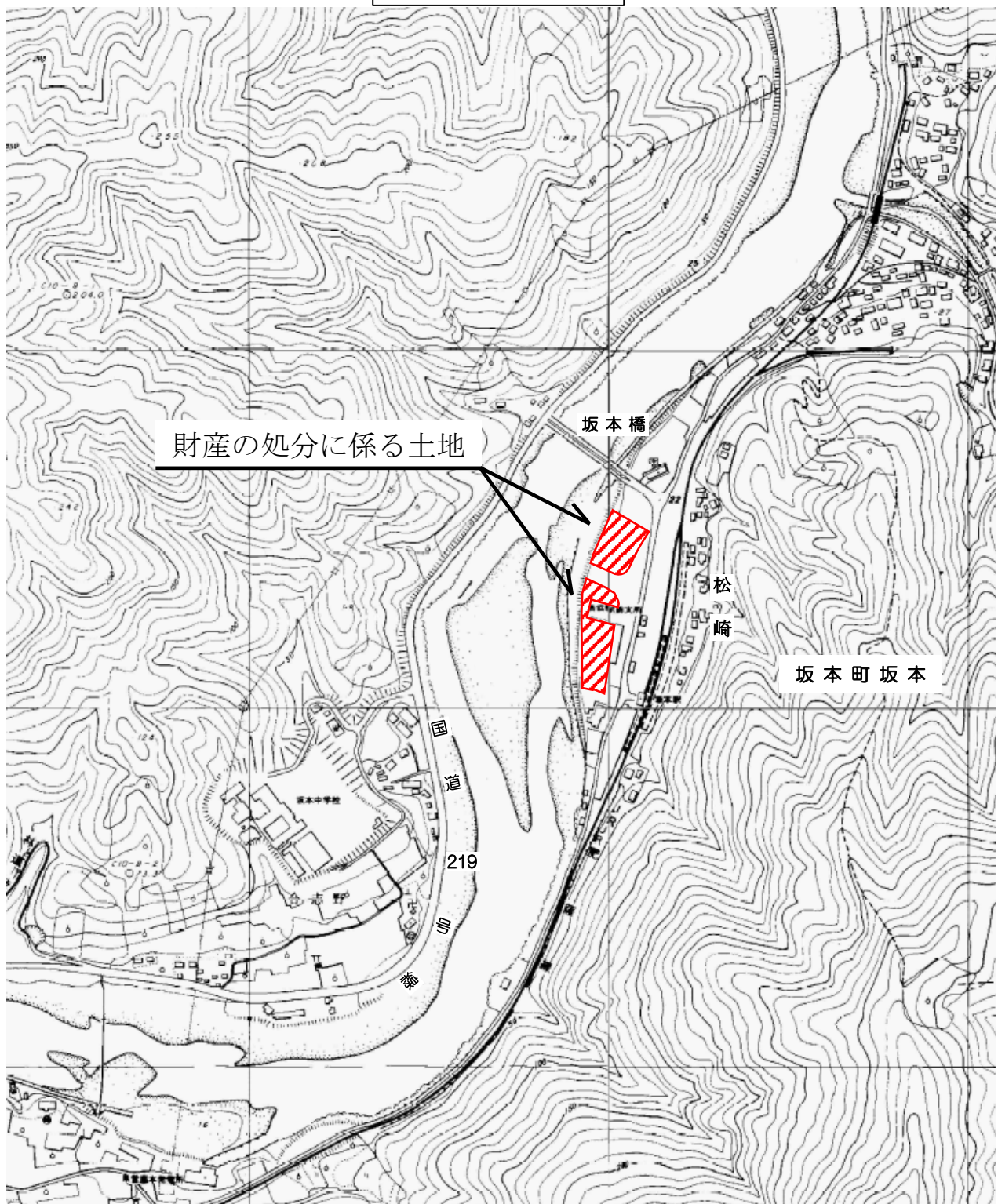
- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物件の所在地 | 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番 1 の一部 外 3 筆 |
| 2 | 面 積 | 1 0 , 8 7 5 . 6 6 平方メートル |
| 3 | 地 目 | 公園及び宅地 |
| 4 | 処分予定価格 | 6 7 , 0 7 8 , 1 5 9 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 八代市萩原町 1 丁目 7 0 8 番地 2
国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所
所長 飯 島 直 己 |

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

予定価格 2, 0 0 0 万円以上で、かつ、面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上の土地を処分するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



※この位置図は、令和2年7月豪雨以前の地形図により作成したもの

訴えの提起について

本市は、下記のとおり訴えを提起するものとする。

記

- 1 当事者 原告 八代市
被告 個人 1 人（住居所不明）
- 2 事件名 所有権移転登記手続請求事件
- 3 請求の趣旨
（１）被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、昭和 28 年 9 月 15 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
（２）訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。
- 4 訴訟遂行の方針
弁護士を訴訟代理人と定める。

令和 6 年 9 月 12 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

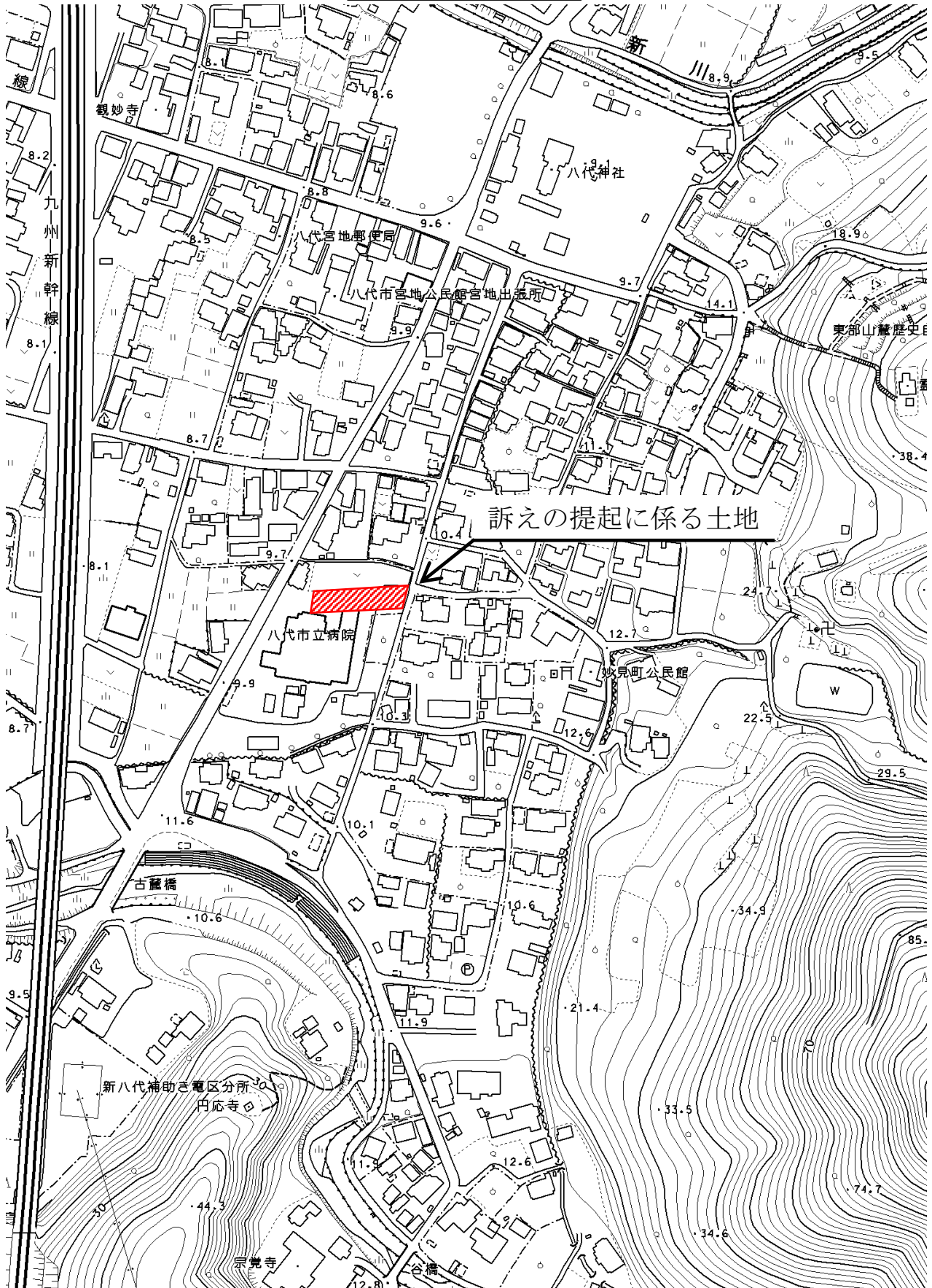
本市が、訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

【別紙】

物件目録

所在	熊本県八代市妙見町字観行寺
地番	1 4 9 番
地目	田
地積	5 3 5 m ²

位置図



契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 坂本町災害公営住宅（松崎地区）新築建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外 |
| 3 | 契 約 金 額 | 3 3 1 , 6 5 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 豊岡組・ユタカ建設建設工事共同企業体
代表者 八代市弥生町 1 5 の 7 番地
株式会社豊岡組
代表取締役 豊 岡 崇 志 |

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事
(建築工事)
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外
- 3 契 約 金 額 8 0 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 松島建設・小笹建設・米本工務店建設工事共同企業体
代表者 八代市宮地町 2 0 8 8 番地
株式会社松島建設
代表取締役 松 嶋 進 治

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事
(電気設備工事)
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外
- 3 契 約 金 額 2 3 9 , 0 3 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 太陽電気・宮崎電設・イチデン建設工事共同企業体
代表者 八代市川田町西 7 2 2 番地 5
太陽電気株式会社八代支店
支店長 岩 崎 裕 貴

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 八代市坂本支所・坂本コミュニティセンター新築工事
(機械設備工事)
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番 1 外
- 3 契 約 金 額 2 4 7 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 東設備工業・西本設備建設工事共同企業体
代表者 八代市豊原下町 4 1 0 2 番地の 2
東設備工業株式会社
代表取締役 東 光 則

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 八代市立博物館大規模改修建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市西松江城町 1 2 番 3 5 号 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 8 7 , 9 8 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 八代市豊原下町 3 9 0 1 番地
株式会社豊岡建設
代表取締役 豊 岡 浩 明 |

令和 6 年 9 月 1 2 日 提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 八代市立博物館大規模改修機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 八代市西松江城町 1 2 番 3 5 号 |
| 3 | 契 約 金 額 | 5 6 4 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 金剛設備工業・向洋設備工業建設工事共同企業体
代表者 八代市長田町 3 5 4 1 番地 1
株式会社金剛設備工業
代表取締役 熊 川 裕 規 |

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

公有水面埋立地の用途変更に対する意見を述べることについて

本市は、熊本県知事から下記の公有水面埋立地の用途変更に対し意見を求められたので、下記のとおり意見を述べるものとする。

記

1 公有水面埋立地

(1) 位置 八代市港町 273 番、274 番、275 番及び 276 番地先
公有水面

(2) 面積 438,398.42 平方メートル

(3) 用途	(変更前)	(変更後)
	公園緑地用地	製造業用地
	都市機能用地	公園緑地用地
	道路用地	都市機能用地
		道路用地

2 意見

公有水面埋立地の用途変更に対し異議がない。

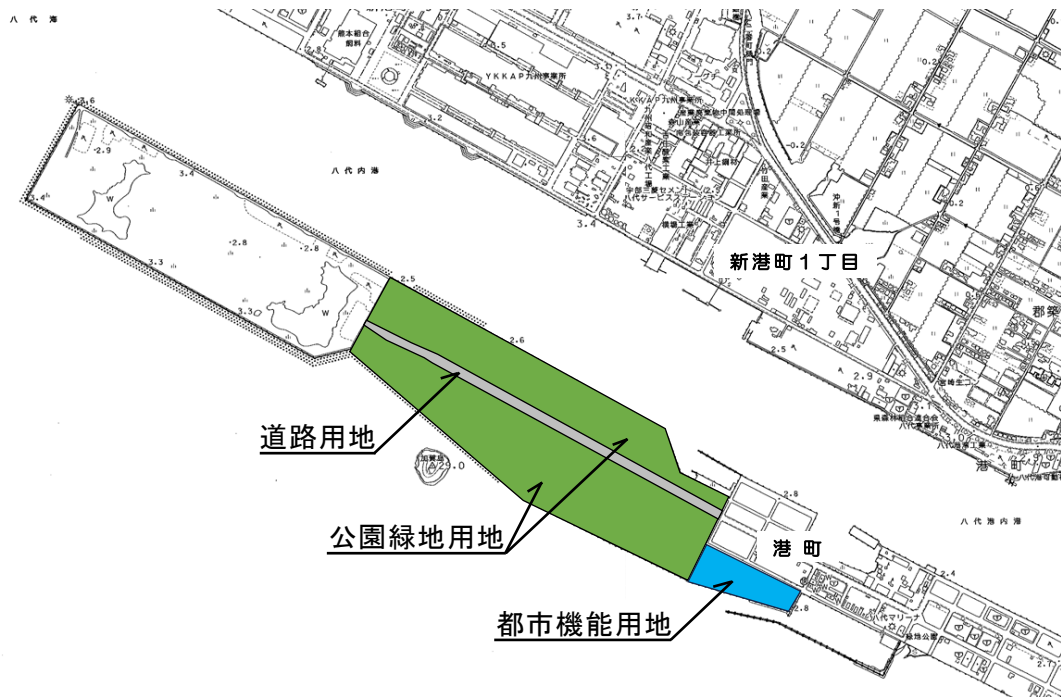
令和 6 年 9 月 12 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

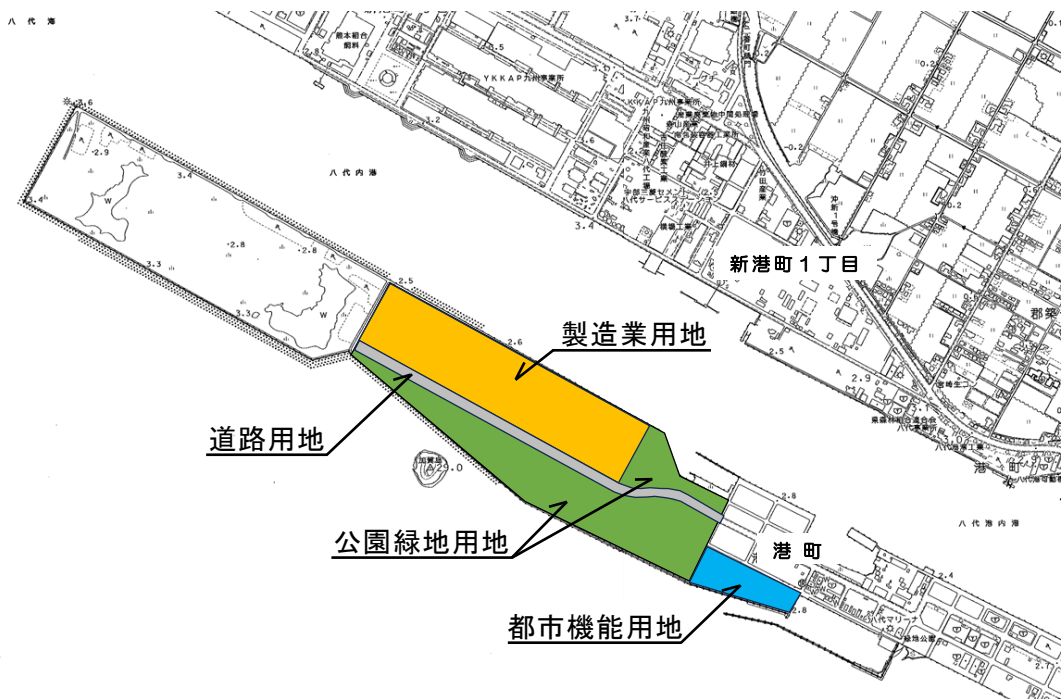
公有水面埋立地の用途変更について市長が意見を述べるには、公有水面埋立法第 13 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図

【変更前】



【変更後】



公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて

本市は、熊本県知事から下記の区域の公有水面埋立免許に対し意見を求められたので、下記のとおり意見を述べるものとする。

記

1 公有水面埋立予定区域

(1) 位置 八代市港町 2 6 2 番 4 2 及び同新港町 1 丁目 6 番 3 並びに同新港町 1 丁目 2 番、4 番 1、4 番 2、4 番 3、4 番 5、1 7 番及び 1 9 番に接する無番地の地先公有水面

(2) 面積 2, 6 8 8 . 1 3 平方メートル

(3) 用途 道路用地

2 出願人の住所及び名称 熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

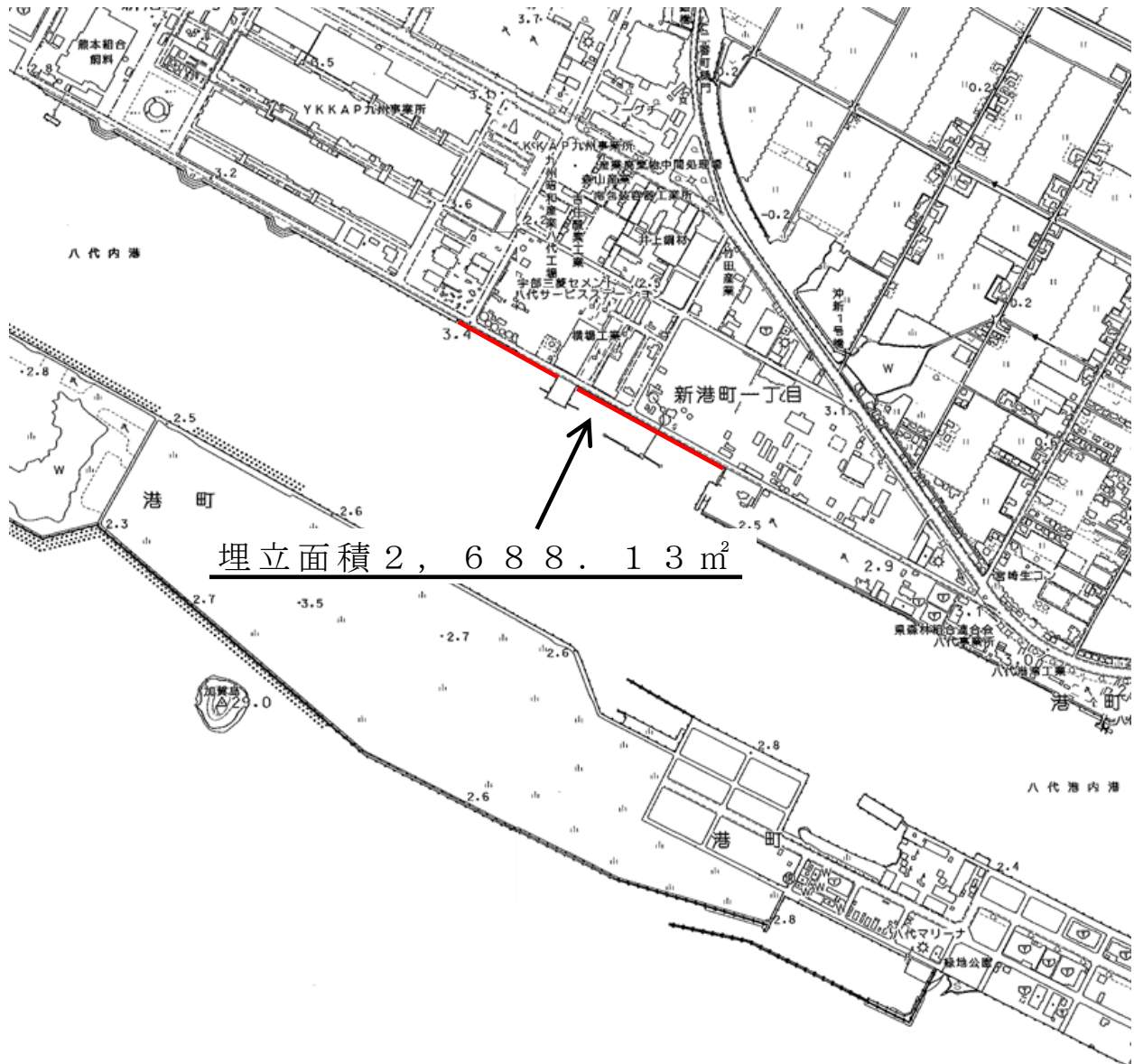
3 意見 公有水面埋立免許に対し異議がない。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

公有水面埋立免許について市長が意見を述べるには、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年熊本県指令市町村第 2 3 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（提案理由）

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

国民年金の年金額改定を受けて、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部が改正され、恩給改定率が改定されたことに伴い、恩給年額に準じて支給する退職年金等の額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成14年4月分」を「令和6年4月分」に改め、同項の表中「1, 132, 700円」を「1, 163, 300円」に、「849, 500円」を「872, 400円」に、「679, 600円」を「697, 900円」に、「568, 400円」を「583, 700円」に、「792, 000円」を「813, 400円」に、「594, 000円」を「610, 000円」に、「475, 200円」を「488, 000円」に、「400, 000円」を「415, 700円」に改め、同条第3項中「平成14年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（職権改定）

- 2 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が年金受給者の請求を待たずに行う。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 12 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当の支給要件に係る所得制限が撤廃され、一定所得以上の者に対する特例給付が廃止されるため、これに係る規定の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７
年八代市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２の５の項中「児童手当又は特例給付（同法附則第２条第１項に
規定する給付をいう。）」を「児童手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

生活保護法の一部改正に伴い、生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、その新生活の立ち上げ費用として一時金を支給する制度が新設され、給付金の名称が改正されたことにより、これに係る規定の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７
年八代市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市国民健康保険条例の一部改正について

八代市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が個人番号カードを基本とする仕組みに移行されることに伴い、被保険者証に係る規定の整理等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険条例（平成１７年八代市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第９項」を「第５項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

第１３条中「免がれた」を「免れた」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号。以下「改正法」という。）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年１２月２日。以下「第２号施行日」という。）から施行する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の際現に市から被保険者証の交付を受けている世帯主が第２号施行日以後に国民健康保険税を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 第２号施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第２号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八代市再建住宅条例の一部改正について

八代市再建住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

国において取り組む宅地かさ上げ事業の対象地区住民の仮住まいのための住宅を設置し、また、活用を終えた住宅を廃止するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市再建住宅条例の一部を改正する条例

八代市再建住宅条例（令和５年八代市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表を次のように改める。

名 称	位 置
古閑中町再建住宅	八代市古閑中町８４３番地外
葉木再建住宅	八代市坂本町葉木４４００番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例の廃止について

八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業について、清算金徴収事務の終了をもって当該事業の全てが完了したことに伴い、条例を廃止する必要がある。

八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例（平成17年八代市条例第211号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（八代市従前居住者用住宅条例の一部改正）

2 八代市従前居住者用住宅条例（平成17年八代市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例」を「八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（令和6年八代市条例第 号）による廃止前の八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例」に改め、同条第2号中「八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例」を「八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例による廃止前の八代都市計画事業球磨川駅地区土地区画整理事業施行条例」に改める。

